

買掛金の決裁・諸経費の支払い、ボーナス支給など必要な資金のご相談はお早目に！

担保不要・保証人不要・低金利

# マル経融資

(小規模事業者経営改善資金融資制度)

毎月5日の申込締切り(必要書類すべての提出が必要)、中旬審査の月末資金です。

経営改善を図ろうとする小規模事業者の方をバックアップするため、西条商工会議所の推薦により日本政策金融公庫から融資を受けられる制度です。

融資限度額 **2,000**万円 まで

金利 **1.11%**

平成29年4月12日現在  
※利率は変動しますのでご確認ください。

返済期間 **運転7年以内／設備10年以内**

※ 申込金額が1,500万円を超える時は事業計画書が必要となります。

また、貸付残高が1,500万円以下となるまで6ヶ月ごとに政策公庫に財務状況報告(半年後と1年後の見込額と、目標を達成できなかった場合は要因と改善の見通しを具体的に記入)の提出が必要となるため、経営者を訪問・面談して事業計画の進捗状況や財務・収支状況等の確認、必要に応じ経営改善指導を行ないます。

## <ご利用できる方>

すべての条件を満たしていることが必要です。

- 常時使用する従業員が20人以下〔商業・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)の場合は5人以下〕の小規模事業者(法人役員、個人事業の家族従業員、パートアルバイトを除く)
- 商工業者であり、かつ日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる(金融業、保険業、投機的事業、一部の遊興娯楽業の業種の方は、ご利用になれません)
- 許認可・登録届出を要する事業は、許認可登録等を受けている
- 西条商工会議所の管内で最近1年以上事業を営み所得の申告をしている
- 西条商工会議所の経営指導を原則として6ヶ月以上受けている
- 所得税・消費税・事業税・法人税・市県民税等、納期限の到来している税金を完納している
- 毎月5日の申込締切日までに、必要書類すべての提出が必要

(↓借り換えの目安です。)

※現在マル経融資をご利用で、借入金額の半分以上をご返済されている方は借り換えも可能です。

※借入申込書と申込に必要な書類の一覧は、商工会議所窓口にありますのでご来所ください。

※融資の実行にあたっては審査があります。

※ご相談の内容によっては、ご希望に添えない場合もあります。

## 西条商工会議所 / 中小企業相談所

本 所 住 所 : 〒793-0027 西条市朔日市 779 番 8 TEL : (0897) 56-2200  
東予支所 住 所 : 〒799-1371 西条市周布 220 番地 2 TEL : (0898) 64-5000